葵ソフトテニスクラブ規約（抜粋）

第1条（名称及び連絡所）

1. この会は、葵ソフトテニスクラブ（市内用名称）と称し、連絡所を会長宅又は事務局宅とする。（以後クラブとする）

２、クラブは、アドバンテストと合同で日、県連登録し名称を「行田クラブ」とする。

第2条（目的）

クラブは、ソフトテニスを健康な心身の育成と会員相互の親睦を図る。又、学生の育成に努める。

第3条（活動）

１、原則として練習は日曜日とする。但し、土曜・祝日等に実施することがある。

２、日・県・市連盟主催大会への出場、大会進行協力等積極的に参加する。

３、日・県連盟主催大会への出場にあたっては登録名称「行田クラブ」を使用する。

４、各種講習会、練習試合、親睦会等の開催をする。

第4条（会員）

1. 学生会員
2. 中学生・高校生を対象とする。
3. 練習は、市ソフトテニス連盟主催のテニス教室終了後から2月末日迄の期間とする。
4. 正会員
5. 大学生・一般社会人の者を対象とする。
6. 原則として日・県ソフトテニス連盟に団体名「行田クラブ」として加入登録することとする。登録費用は年会費に含み、クラブから市連盟を通して登録手続き代行及び支払いを行なう。
7. 初年度の会費は無料とするが、次年度からは会費を納入することとする。
8. 初年度での大会出場希望者は、年会費を￥5,000とする。（次年度は正会員と同じ額）
9. 他クラブで所属しており、なおかつ葵クラブに入会希望する者については、他クラブで登録済の場合、クラブとして了承すれば日・県登録を行なわない。
10. クラブ員は「葵ソフトテニスクラブ」として行田市ソフトテニス連盟に登録を行ない、事務手続きはクラブが代行する。

　―――――〈途中省略〉―――――

第９条（会費）

1. この会の会費は次の通りとする。

　１) 正会員　　　　￥７，０００

　２) 学生会員　￥３，０００（２０２３年度改訂）

―――――〈以下省略〉―――――

クラブ規約　　　　２０１５年４月

　　〃　　　改訂　２０２３年２月